令和８年６月１８日（木）　午後２時開議

○　議事日程（第４号）

１　議案第２９号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

２　議案第３０号　湯田中ぼうさい広場条例の制定について

３　議案第３１号　山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

４　議案第３２号　山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

５　陳情第　５号　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書

６　陳情第　６号　「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」を求める陳情書

７　発委第　５号　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

８　発委第　６号　「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」を求める意見書の提出について

９　総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

１０　社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

１１　予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

１２　広報常任委員会の閉会中の継続調査について

１３　議会運営委員会の閉会中の継続調査について

１４　ハラスメント防止特別委員会の閉会中の継続調査について

○　本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○　出席議員次のとおり（１３名）

２番	畔上恵子君	９番	渡辺正男君
３番	小林　仁君	１０番	湯本晴彦君
４番	志鷹慎吾君	１１番	山本光俊君
５番	塚田一男君	１２番	小林克彦君
６番	湯本るり子君	１３番	小田孝志君
７番	徳竹栄子君	１４番	白鳥金次君
８番	髙田佳久君		

○　欠席議員次のとおり（なし）

○　職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	鈴　木　明　美	議 事 係 長	前　田　将　久

○　説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町　　長	平　澤　　岳　君	教　育　長	竹　内　延　彦　君
総 務 課 長	古　幡　哲　也　君	こども未来課長	山　本　敏　幸　君
未来創造課長	堀　米　貴　秀　君	生涯学習課長	山　本　佳　史　君
農林振興課長	金　井　哲　也　君	経済振興課長	田　村　清　志　君
建設水道課長	髙　木　和　彦　君	危機管理課長	成　澤　高　幸　君
消 防 課 長	髙　相　一　夫　君	住民税務課長	田　村　英　則　君
会 計 管 理 者	湯　本　　豊　君	健康福祉課長	小　林　佳代子　君

（開　議）　　（午後　２時００分）

議長（白鳥金次君）　議員各位には、ご多用のところご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

１　議案第２９号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

２　議案第３０号　湯田中ぼうさい広場条例の制定について

３　議案第３１号　山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君）　議事に入ります。

日程第１　議案第29号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第３　議案第31号　山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案３件を一括して議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る６月９日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本総務産業委員長、登壇。

（総務産業常任委員長　山本光俊君登壇）

総務産業常任委員長（山本光俊君）　11番　山本光俊です。

それでは、総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

令和８年６月18日

山ノ内町議会議長　白　鳥　金　次　様

総務産業常任委員長　山　本　光　俊

１．委員会開催月日　令和８年６月11日

２．開　催　場　所　第１・２委員会室

３．審　査　議　案

議案第29号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号　湯田中ぼうさい広場条例の制定について

議案第31号　山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

（以上３件、令和８年６月９日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

４．経過及び結果

審査区分　議案第29号、議案第30号、議案第31号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査経過について、若干説明をさせていただきます。

まず、議案第29号ですが、今回の改正の趣旨はさきの３月定例会で国家公務員の旅費法が改正されたことを受け、一部改正が行われ、４月１日から施行することとしていますが、交付後に旅費の宿泊基準額が新たに見直され、国では４月１日から施行されています。そのことで、現在国の内容と３月定例会で可決した宿泊費基準額が国と町で異なっていることから、これを国の法令に合わせるために一部改正条例をさらに一部改正する内容となっております。

次に、議案第30号ですが、湯田中ぼうさい公園の新設に伴い、新たに条例を制定するものです。

本条例は、第１条から第13条で構成されており、１条で目的、２条では名称及び位置、３条は使用時間について、４条では行為の禁止について、５条は使用の許可について、６条は使用の許可の制限について、７条は使用許可の取消しについて、８条では使用料について、９条では使用料の不還付について、10条は現状回復について、11条は損害賠償について、12条は事故の責任について、13条では委任についてそれぞれ盛り込まれております。

なお、これらの条項は、防災広場と同様の規模であるやまびこ広場の条例に準ずる内容としております。

審査では、条項の内容に加え、実際の運用や今後の計画など多岐にわたり質問や確認を行いました。

次に、議案第31号ですが、消防団員及び消防従事者が火災などの活動中、負傷や死亡により損害を受けた場合に補償を行うための条例です。

今回の改正では、さきに行われた補償基準額の見直しと同様に、物価上昇や葬祭費等の実態など経済情勢の変化を踏まえ、遺族に対する葬祭補償額の額が31万5,000円から33万円に政令により増額され、それに伴い条例の改正を行う内容となっております。

また、あわせて第２条及び第18条の旧仮名遣いを修正及び政令や条例によって表現される字句に改正をしております。

なお、本条例は４月１日まで遡及して適用することとなっております。

今回付託された３条例は、いずれも討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上となります。皆様の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

議長（白鳥金次君）　これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

１人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し１件ずつお願いします。以後の議案等についても同様とします。

まず、議案第29号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第29号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、議案第29号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第30号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第30号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、議案第30号　湯田中ぼうさい広場条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第31号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第31号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、議案第31号　山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

４　議案第３２号　山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君）　日程第４　議案第32号　山ノ内介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長　平澤　岳君登壇）

町長（平澤　岳君）　議案第32号　山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令が一部改正となったことに伴い、町条例を一部改正するものです。

主な改正点としては、令和７年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、介護保険料の段階が下がるものが出ていることになります。介護保険料の収入不足を防ぐ観点から、介護保険法施行令の一部が改正され、給与所得控除額を調整し、住民税課税非課税の判定を行って、特例減免を実施するものです。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君）　これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第32号を採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、議案第32号　山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

５　陳情第５号　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書

６　陳情第６号　「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」を求める陳情書

議長（白鳥金次君）　日程第５　陳情第５号及び日程第６　陳情第６号の陳情２件を一括して議

題とします。

ただいまの陳情２件につきましては、去る６月３日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

髙田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長　髙田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（髙田佳久君）　８番　髙田佳久。

それでは、報告をさせていただきます。

令和８年６月18日

山ノ内町議会議長　白　鳥　金　次　様

社会文教常任委員長　髙　田　佳　久

陳　情　審　査　報　告　書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

１．受 理 番 号　第５号、第６号

２．受理年月日　令和８年５月20日

３．件　　名

（陳情第５号）　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書

（陳情第６号）　「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」を求める陳情書

陳　情　者　　中野市一本木字太田455　教育会館内
長野県教職員組合中高飯水支部山ノ内町教職員組合
執行委員長　小林一久

４．付託年月日　　令和８年６月３日

５．審 査 結 果　　第５号、第６号、いずれも採択すべきものと決定

それでは、審査経過につきまして補足の説明をさせていただきます。

まず、表決の結果ですが、陳情第５号及び第６号ともに全会一致で採択すべきものと決定しております。

陳情第５号及び第６号の審査では、こども未来課学校教育係より長期充当職員、県加配職員などの職員体制及び児童・生徒数に対する状況などについて説明を受けております。

県からの加配は５名、さらに町費職員は39名、うち16人が特別支援教育支援員とのことでした。

自主財源による手厚い増員を実施しているため、費用が増大しております。また、地方６団体の国に対する要望内容などを確認した上で判断しております。

討論はございませんでした。

なお、陳情第５号及び第６号につきましては、以前より同様の陳情を受理し、同議会では採択した上で意見書を関係行政庁に提出しております。

以上で補足の説明を終わりますが、２件の陳情に対し、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上で委員長報告を終わります。

議長（白鳥金次君）　これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

陳情第５号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第５号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第５号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、陳情第５号　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第６号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第６号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第６号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、陳情第６号　「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

７　発委第５号　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

８　発委第６号　「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」を求め

る意見書の提出について

議長（白鳥金次君）　日程第７　発委第５号及び日程第８　発委第６号の２件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

髙田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長　髙田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（髙田佳久君）　８番　髙田佳久。

先ほどは陳情第５号、第６号ともに皆さん、お認めいただきましてありがとうございます。それに伴いまして、意見書の提出になりますのでよろしくお願いいたします。

発委第５号　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和８年６月18日　提　出

社会文教常任委員長　髙　田　佳　久

令和８年６月　日　議　決

山ノ内町議会議長　白　鳥　金　次

それでは、意見書の中身を朗読させていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制基準は2028年度までに35人に引き下げられます。長野県では今年度から独自に小学校１年生の「25人規模学級編制」が導入されていますが、単級の学校は対象外であり、２年生以上への拡大についても不透明な状況です。また、複式学級については国基準が県基準を下回っており、学級数に見合った専科教員が配置できない問題もあります。

さまざまな教育的ニーズに応え、地方自治体が正規教職員を計画的に採用・配置できるようにするために、抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに十分な教育予算を確保する必要があります。

義務教育費国庫負担制度は、2006年に国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教職員配置をおこなっている自治体もありますが、公教育において地域間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な財源保障をし、全国どこでも子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

以上をふまえ、国会および政府におかれては、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるよう、2027年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１．教育の機会均等とその水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和８年６月１８日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣　様

長野県山ノ内町議会議長　　白　鳥　金　次

続きまして、発委第６号となります。

発委第６号　「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し意見書を別紙のように提出するものとする。

令和８年６月18日　提　出
社会文教常任委員長　髙　田　佳　久
令和８年６月　日　議　決
山ノ内町議会議長　白　鳥　金　次

それでは、意見書を朗読させていただきます。

「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」を求める意見書

義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制基準は2028年度までに35人に引き下げられます。しかし、学校現場からは、多様なニーズをもつ子ども一人ひとりに寄り添った指導・支援をおこなうには35人でも多すぎるとの声が多く寄せられています。長野県では今年度から独自に小学校1年生の「25人規模学級編制」が導入されていますが、国の責任により、さらなる少人数学級を推進することが強く求められます。また、複式学級については国基準が県基準を下回っており、学級数に見合った専科教員が配置できない問題もあります。

一方、深刻な教員の長時間労働を是正し「なり手」を確保するため、給特法等の改正がおこなわれました。改正法は、今後とるべき措置として教員基礎定数の改善等を掲げていますが、教員の持ち時数軽減に不可欠である定数算定の係数（「乗ずる数」等）の見直しには踏み込んでいません。子どもたちに質の高い教育と豊かな学びを保障する上で、学校に人員を増やし、教員に教材研究や授業準備の時間を保障することはきわめて重要です。

これらの課題に応え、地方自治体が正規教職員を計画的に採用・配置できるようにするために、抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに十分な教育予算を確保する必要があります。また、自治体が「業務の３分類」をはじめとした働き方改革を推進するためには、国による財政措置が不可欠です。

以上をふまえ、国会および政府におかれては、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるよう、2027年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１．すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するため、以下の点を中心に義務標準法の改正をおこなうこと。

（１）さらなる少人数学級の推進

（２）複式学級の編制基準の引き下げ

（３）教員基礎定数算出に用いる係数（「乗ずる数」等）の改善

（４）少数職種の配置増

２．自治体が実効性のある働き方改革施策を推進するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和８年６月１８日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣

文部科学大臣　様

長野県山ノ内町議会議長　　白　鳥　金　次

以上となりますが、ぜひ皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君）　これより、質疑、討論、採決を行います。

発委第５号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

発委第５号を採決します。

発委第５号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、発委第５号　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第６号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

発委第６号を採決します。

発委第６号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、発委第６号「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」を求める意見書の提出については、原案のとおり決定しました。

９　総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

１０　社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

１１　予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

１２　広報常任委員会の閉会中の継続調査について

１３　議会運営委員会の閉会中の継続調査について

１４　ハラスメント防止特別委員会の閉会中の継続調査について

議長（白鳥金次君）　日程第９　総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第14　ハラスメント防止特別委員会の閉会中の継続調査についてまでの６件を一括して議題とします。

以上６件につきまして、各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付してあります申出書のとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、議会閉会中も継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいまの６件は各委員長から申出のとおり、議会閉会中も継続調査することに決定しました。

議長（白鳥金次君）　以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（白鳥金次君）　ここで、管外視察について申し上げます。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会の調査活動として実施しております管外視察調査につきまして、委員会ごとに10月末日までに実施されますようお願いします。

議長（白鳥金次君）　閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は６月３日から本日までの16日間の会期でありました。一般質問では７名の議員の方々から、当町が抱えている諸課題について活発な議論をいただきました。

また、議案審議では、一般会計、特別会計の補正予算について、予算決算審査委員会での厳正なる審議をはじめ、条例の制定や一部改正、契約の締結など重要案件をご審議していただきました。

本会議、委員会での意見や提言につきましては、今後、行財政運営に十分反映されますよう強く要望いたしたいと思います。

また、会期中、管内視察にも精力的にお取り組みいただきました。その成果につきましては、今後の議会活動を通じ、町政発展のため活用されますようお願いいたします。

議員各位、そして理事者、管理職各位には円滑なる議会運営に当たり格別なご協力を賜り、本日、無事閉会を迎えられますことに感謝申し上げます。

結びに、これから夏本番を迎え、いよいよ暑さも厳しくなってまいります。議員、理事者、管理職各位におかれましては、健康管理に十分留意され、明るく元気なまちづくりにご尽力賜り、ご活躍されますようご祈念申し上げて、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（白鳥金次君）　町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長　平澤　岳君登壇）

町長（平澤　岳君）　令和８年第３回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、町長として一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、６月３日から16日間にわたり開催され、一般質問では、観光交流ビジョンや財源などの経済振興関係から、ワクチン接種やエアコンの設置補助などの健康福祉関係、学校通学路の交通安全など、多岐にわたり多くのご意見とご提案をいただきました。

また、町から提案いたしました議案につきましても、真摯なご審議の末、ご承認を賜りましたこと、改めて厚く申し上げます。

これから本町におきましては、梅雨本番、そして夏の観光、農業シーズンを迎えます。大雨への備え、熱中症対策、また、農作業や屋外活動における安全確保が一層重要となってまいります。

町といたしましても、町民の皆様、事業者の皆様、そして山ノ内町を訪れる皆様が安全で安心して夏を過ごしていただけるよう、関係機関と連携しながら、必要な情報発信と対応に努めてまいります。

また、この夏は、来年の信州デスティネーションキャンペーン本番に向けたプレキャンペーンも始まります。信州全体の魅力を全国に発信する大きな機会であり、本町としましても、志賀高原、北志賀高原、湯田中渋温泉郷、そして農作物や自然、文化といった地域資源を改めて

磨き上げ、誘客と町内周遊につなげていく好機であると考えております。

先日、ＪＲ東日本さんからＤＣのポスターをいただきましたが、志賀高原の写真を使用していただいておりました。本当にありがたいことと思っております。まちづくり観光局、観光関係者、農業関係者、交通事業者、関係機関の皆様と連携しながら、この機運をしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、議員各位におかれましては、これから迎える暑い夏の季節、どうか健康にご留意の上、それぞれのお立場で、なお一層ご活躍されますことを心よりお祈り申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

閉　会

議長（白鳥金次君）　これにて令和８年第３回山ノ内町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（閉　会）　　（午後　２時３４分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年　　月　　日

山ノ内町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員

署　名　議　員